

「松本市基幹博物館整備事業設計業務委託」プロポーザルに係る公告

平成29年4月24日

松本市長 菅谷 昭

1 業務概要

(1) 業務名称

松本市基幹博物館整備事業設計業務委託

(2) 業務内容

「松本市基幹博物館整備事業設計プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）に添付する業務委託仕様書のとおり

(3) 業務期間

業務委託契約締結の日から平成30年12月28日まで

(4) 業務委託料上限額

215,690千円（消費税込）

2 応募資格要件

下記(1)から(8)の全ての資格を満たすこと。なお、(1)、(2)、(3)、(6)、(7)については、公告日から落札決定日までの間満たしていること。

(1) 下記(4)で示す設計共同企業体の全ての構成員が、松本市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 「建築士法」（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(3) 「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(4) 建築設計事務所及び展示設計事務所により構成される設計共同企業体であること。構成員数は3者とし、技術力を結集する必要があると認められる場合は4者とすることができる。共同企業体の取扱いについては、「松本市建設コンサルタント業務共同企業体運用要綱」によること。なお、最小出資比率は、設計共同企業体が3者で構成される場合は20%以上、4者で構成される場合は15%以上とする。また、構成員の組合せについては次のとおり（アかつイかつウ）とする。

ア 市内に本店を有し、かつ、一級建築士4名以上を自社で雇用する建築設計事務所（1者）。ただし、当該一級建築士は全て公告日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。

イ 市外に本店を有し、かつ、次の応募資格を満たす建築設計事務所（1者又は2者）

(ア) 企業体制

一級建築士4名以上を自社で雇用していること。ただし、当該一級建築士は全て公告日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。

(イ) 設計実績

公告日以前15年以内に竣工した、延床面積3,000㎡以上の博物館（「博物館法」（昭

和26年法律第285号)第2条に規定される博物館及び同法第29条に規定される博物館に相当する施設(以下、「博物館相当施設」という。)若しくは博物館と同種の事業を行う博物館相当施設と同等以上の規模の施設(文部科学省が行う社会教育調査で定める「博物館類似施設」)をいう。以下この項において同じ。)の建築設計業務を自社で受注した実績(基本・実施設計は問わない。ただし、自社が単体企業で受注又は設計共同企業体の構成員として受注した、国内の実績に限る。再委託による受注や設計共同企業体の構成員外の協力会社として受注した元請けでない実績は認めない。)を有すること。

ウ 市外に本店を有し、かつ、次の応募資格を満たす展示設計事務所(1者)

(7) 設計実績

公告日以前15年以内に竣工した、常設展示面積1,000㎡以上の博物館の、展示設計業務を自社で受注した実績(基本・実施設計は問わない。ただし、文部科学省が行っている社会教育調査でいう総合博物館又は歴史博物館の事例に限り、かつ、自社が単体企業で受注又は設計共同企業体の構成員として受注した国内の実績に限る。再委託による受注や設計共同企業体の構成員外の協力会社として受注した元請けでない実績は認めない。)を有すること。

(5) 共同企業体の各構成員は、優れた技術を有する分野を分担するものとし、また、構成員間の調整を密に行うこと。

(6) 松本市の指名停止処分を受けていないこと。

(7) 「会社更生法」(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中でないこと。

(8) 配置技術者の要件

ア 本業務の分担分野は、建築分野については意匠(デザイン)、構造、電気設備、機械設備(空調設備・給排水衛生設備・昇降機設備を含む)、展示分野についてはプランニング、意匠(デザイン)、造形、映像に区分し、分野ごとに担当技術者を必ず配置すること。なお、その他の分担分野については必要に応じて適宜区分の上、同様に担当技術者を配置すること。

イ 総括責任者及び管理技術者(建築分野のみ)は、一級建築士であること。

ウ 総括責任者及び管理技術者、主要業務の主任技術者は設計共同企業体の構成員の組織に所属している者であること。

エ 総括責任者は本業務の全体を統括し、設計共同企業体の代表事務所に所属している者をいう。

オ 管理技術者とは建築及び展示分野のそれぞれに配置され、総括責任者の下で各分野の設計業務を統括し、技術上の管理を行う者をいう。

カ 主任技術者とは管理技術者の下で、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

キ 総括責任者は1名とする。なお、総括責任者は、建築又は展示分野いずれかの管理技術者を兼任することができる。

ク 建築及び展示分野の管理技術者は、それぞれ1名とし、両分野を兼任することはできない。

ケ 主任技術者は、分担業務分野ごとに1名配置すること。なお、主任技術者は総括責任者及び管理技術者並びに他の分野の主任技術者を兼任することはできない。

コ 総括責任者及び管理技術者並びに各主任技術者は、公告日以前15年以内に竣工した博物館の

設計業務（基本・実施設計は問わない。ただし、その者が所属する組織が単体企業で受注又は設計共同企業体の構成員として受注した国内の実績に限る。再委託による受注や設計共同企業体の構成員外の協力会社として受注した元請けでない実績は認めない。）に携わった実績があること。

(9) 失格

申請者が次の要件に該当する場合は、失格とします。

ア 募集要項に定めた資格・要件を備えていないとき。

イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

ウ 本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本業務について個別に接触したとき。

3 募集要項及び各種様式等の入手方法

(1) 配布場所

〒390-0873 松本市丸の内4番1号

松本市 教育部 博物館

電 話：0263-32-0133

F A X：0263-32-8974

Eメール：mcmuse@city.matsumoto.lg.jp

(2) 松本市ホームページ (<http://www.city.matsumoto.nagano.jp>) からダウンロードすることもできる。

4 各書類の提出等の手続き

(1) 募集要項に関する質問及び回答

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間：平成29年5月1日(月)から平成29年5月11日(木)午後5時まで

※ 募集要項の配布期間終了前に締め切りますのでご注意ください。

イ 受付方法：募集要項で定める様式に必要事項を記載のうえ、電子メール又はFAXで送付してください。(受付場所は、募集要項配布場所と同じ)

ウ 回答方法：期間中受付をした全質問に対する回答を電子メール又はFAXにて送付します。なお、質問者名は、公表しません。

エ 回 答 日：平成29年5月16日(火)

(2) 参加表明書等の提出期間、提出方法及び提出先

ア 提出期間：平成29年5月22日(月)午後5時まで

(持参又は郵送による。郵送の場合は必着とし、簡易書留以上の手段により送付すること。)

イ 提出方法：正本1部、副本15部(複写可)を持参又は郵送すること。ただし、印鑑証明書については、正本1部のみで可とする。

ウ 提 出 先：〒390-0873 松本市丸の内4番1号

松本市 教育部 博物館 基幹博物館建設担当 担当 岡村・堀井

電 話：0263-32-0133

(3) 技術提案書等の提出期間、提出先及び提出部数

参加表明書に基づき応募資格の確認を行い、選考基準を満たした応募者に技術提案書の提出要請を行います。要請を受けた応募者は、技術提案書等を期日までに提出してください。

ア 提出期間：平成29年5月26日（金）から平成29年7月3日（月）まで

（受付は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 提出先：〒390-0873 松本市丸の内4番1号

松本市 教育部 博物館 基幹博物館建設担当 担当 岡村・堀井

電 話：0263-32-0133

ウ 提出部数：正本1部副本15部（複写可）を提出してください。ただし、PDFデータについては、CD-R等に焼き付けた正本1部で可とする。

エ その他

(7) 提出図書は、必ず提出先まで持参してください。郵送、FAX、電子メール等による提出は、一切受け付けできません。

(イ) 提出図書の内容について、面接により聴き取りを行う場合があります。

(ウ) 受付期間後の提出図書に関する変更及び追加は、認めません。

(エ) 提出図書のほかに、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

5 審査

最適候補者及び次点者の選定審査は、庁外委員5名、庁内委員3名により組織された選考委員会にて行ないます。

6 設計業務委託契約

(1) 契約の交渉

選考委員会から推薦され、最適候補者となった応募者と、契約の交渉を行ないます。

(2) 監修者の同意

本業務を受注した設計者（協力事務所を含む）は、市が設置する監修者の意見を聞き、必ずその同意を得て設計を進めていくこととします。

— 問合せ先 —

〒390-0873 松本市丸の内4番1号

松本市 教育部 博物館 基幹博物館建設担当 担当 岡村・堀井

電 話：0263-32-0133

F A X：0263-32-8974

Eメール：mcmuse@city.matsumoto.lg.jp